

## 東日本大震災関係

### URによる東北初の災害公営住宅建設工事の公募開始 ～石巻市大街道西二丁目地区災害公営住宅建設工事～

#### 1 概要

本日、URが石巻市から建設要請を受けておりました大街道西二丁目地区における災害公営住宅について、建設工事の公募を開始いたしました。

東日本大震災における復興支援として、URが災害公営住宅の建設工事の公募を開始するのは、全国初となります。

今回の公募開始は、平成24年3月10日に締結した災害公営住宅の整備に係る基本協定及び平成24年6月26日に受けた同建設等に係る要請に基づくものです。

#### 2 工事概要

- (1) 計画地：宮城県石巻市大街道西二丁目（位置図・区域図 別添1）
- (2) 建物概要：鉄筋コンクリート造3階建（一部2階建）20戸（計画案概要 別添2）
- (3) 工事内容：基本設計、実施設計及び建設工事一式

※公募資料はHP「入札・契約情報」(<http://www.ur-net.go.jp/orders/east/order.html>)に掲載

「[発注予定等] - (2) 入札公告等 - 1 工事」の欄をご覧ください

#### 3 全体スケジュール（予定）

平成 24 年 8 月 7 日	公募開始
平成 24 年 9 月 21 日	技術提案書の提出
平成 24 年 10 月 16 日	業者特定
平成 24 年 10 月下旬	覚書交換 ～基本設計・実施設計開始～
平成 25 年 4 月	見積合せ、工事請負契約 ～建設工事開始～
平成 26 年 3 月	竣工

#### 4 その他

- ・災害公営住宅の整備に係る基本協定書（別添 3）
- ・要請文（別添 4）

以 上

○ お問い合わせは以下へお願いします。  
（全体計画に関すること、災害公営住宅に関すること等）  
UR都市機構 宮城・福島震災復興支援局  
計画調整第2チームリーダー 関本 電話 022-355-4564  
（公募資料に関すること等）  
UR都市機構 東日本賃貸住宅本部工務検査部  
工務検査部リーダー 長岡 電話 03-5323-2990（代）



地図使用承認©昭文社第53G125号

位置図	地区名	石巻市 大街道西二丁目地区
-----	-----	---------------



地図使用承認©昭文社第53G125号

区域図	地区名	石巻市 大街道西二丁目地区
-----	-----	---------------

## ●建物概要

建設場所：石巻市大街道西二丁目

敷地面積：約2,200㎡

建物規模：災害公営住宅 20戸

集会所 1室

駐車場 20台

防災倉庫 等諸室

建物高さ：地上2～3階建

2階部分：約 6.5m

3階部分：約 9.4m

塔屋部分：約11.5m

延床面積：約1,800㎡

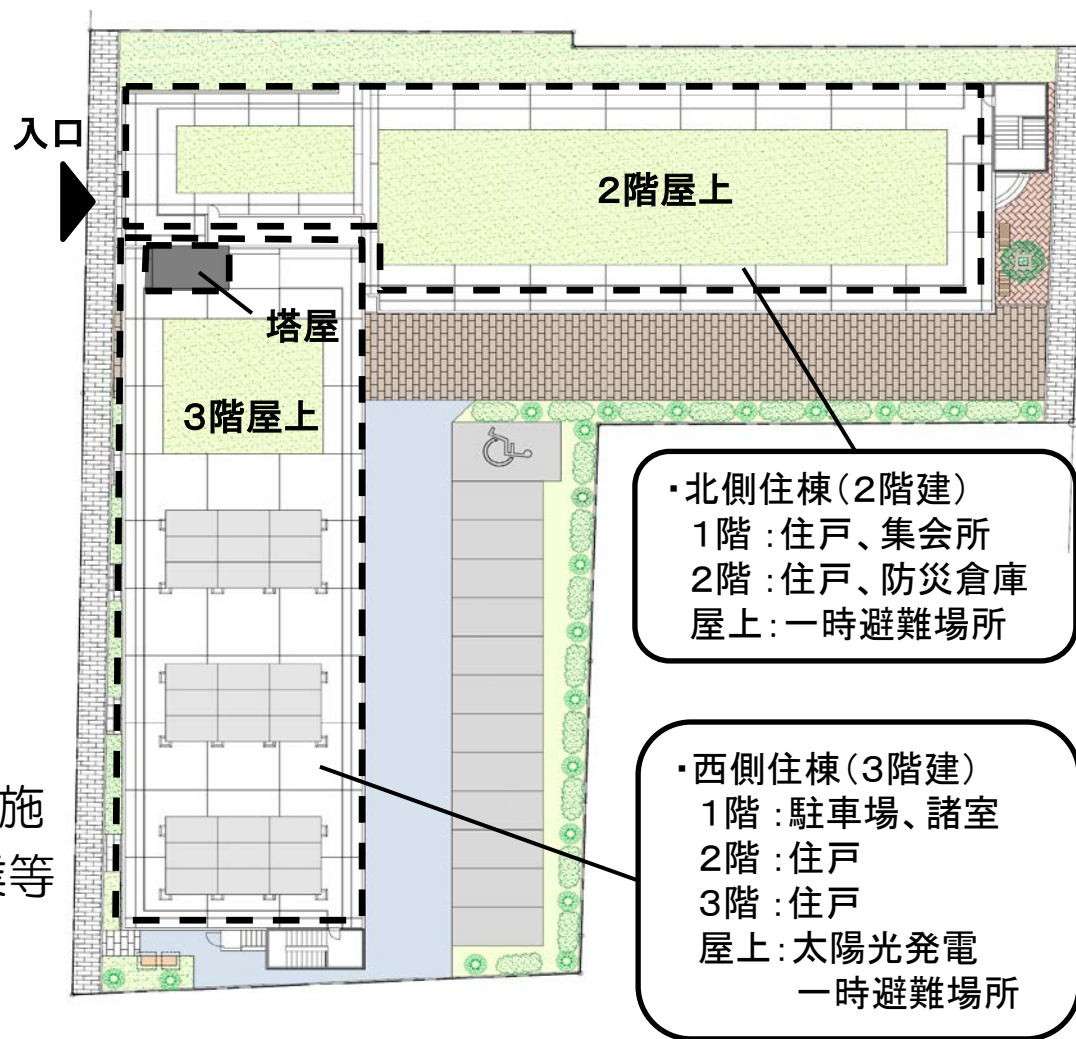
## ●スケジュール（予定）

平成24年8～9月：測量、地盤調査実施

平成24年10月～25年4月：設計作業等

平成25年 4月～26年3月：工事实施

平成26年 3月：竣工





## 東日本大震災における災害公営住宅の整備に係る基本協定

石巻市（以下「甲」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、東日本大震災の被災者の居住の用に供する甲の災害公営住宅（以下「住宅」という。）の整備について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、東日本大震災の被災地における早期復興を図るため、甲乙相互に協力して住宅を整備するための基本的な事項を定めることを目的とする。

## （住宅の建設用地の選定等及び基本計画の策定）

第2条 甲は、住宅の建設用地（以下「土地」という。）の選定を行うとともに、住宅の戸数、附帯施設の内容、事業期間等を定めた基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することとし、乙はこれに協力する。

## （甲の要請）

第3条 甲は、基本計画を策定した場合には、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第14条第3項の規定により、乙に対し、これを示して、住宅の建設及び譲渡の業務（次条第2項各号に掲げる業務を含めることができる。）の実施を要請する。

## （乙の業務）

第4条 前条の規定による甲の要請があった場合は、乙はこれに誠実に対応するとともに、乙の実施する業務について、甲乙間で協議を行う。

2 乙は、住宅の建設及び譲渡を行うとともに、これに附帯する業務として、次の各号の業務を実施するものとし、前項の協議によりその内容を決定する。

- (1) 土地の取得
- (2) 附帯施設の建設
- (3) その他住宅の建設及び譲渡に必要な業務

## （契約締結）

第5条 前条の規定により乙が業務を実施する場合は、甲の議会承認の上、甲乙間で費用負担及び住宅の買取りについての契約を締結する。

## （乙の援助）

第6条 乙は、住宅の整備に関し、情報の提供、技術的助言その他必要な援助を行うものとする。

## （定めのない事項等）

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙間で誠実に協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年3月10日

甲 宮城県石巻市穀町14番1号

石巻市長 亀山 紘

乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1  
独立行政法人都市再生機構

理事長 小川 忠男

石基盤第27号

平成24年6月26日

独立行政法人都市再生機構  
震災復興推進役 小山 潤二 殿

石巻市長 亀山 紘

大街道西二丁目地区の災害公営住宅の建設等について（要請）

本市の行政につきましては、平素から、御理解御協力をいただきありがとうございます。

さて、本市では平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害が生じ、被災者のための災害公営住宅を緊急に建設する必要があります。

このため、貴機構において災害公営住宅を建設（これに付帯する業務も含む。以下同じ。）した上で、本市に譲渡していただきたく、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり、災害公営住宅の建設及び譲渡に関する計画を示し、その実施を要請します。

記

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 地区の名称 | 大街道西二丁目地区                                  |
| 2 | 事業区域  | 宮城県石巻市大街道西二丁目1番17、1番224                    |
| 3 | 事業の内容 | 独立行政法人都市再生機構法第11条第1項16号による業務（これに附帯する業務を含む） |
| 4 | 住宅の戸数 | 約20戸                                       |
| 5 | 施行期間  | 平成24年度から平成26年度まで                           |
| 6 | その他   | 本事業に関する必要な事項は、別途協議する。                      |